

令和 3 年 4 月

保護者の皆様へ

大阪市教育委員会

学校給食費の取り扱いについて

学校給食の実施にあたりまして、平素からご協力いただきありがとうございます。
令和3年度の学校給食費の取り扱いについて、下記のとおりお知らせいたします。

記

1 令和3年度の学校給食費について

コロナ禍における取組として、保護者等の経済的負担の軽減を図るため、令和2年度限りの措置としていた学校給食費の無償化について、令和3年度も継続いたします。

なお、教育扶助費または就学援助費を受給されている方は、その受給期間にかかる学校給食費については、それぞれの制度から支給されることにより納付が不要となりますが、今年度は年間の給食費額をお示しする必要があるため学校給食費額決定通知書をお渡しすることになります。

また、食材費である学校給食費について、食材価格の高騰により、これまでの食材料の工夫による献立の作成が困難になってきていることから、給食献立の多様性や質の維持向上を図るため、改定いたします。

2 学校給食費の改定内容について

(1) 改定額

区分	1食あたり単価/（アップ額）
小学校の第1学年及び第2学年の児童	247円／（20円）
小学校の第3学年及び第4学年の児童	250円／（20円）
小学校の第5学年及び第6学年の児童	253円／（20円）
中学校の生徒	320円／（20円）

※ただし、令和3年度の学校給食費は無償となります。

(2) 改定時期

令和3年4月分から